令和５年５月８日

保護者　様

藤岡市立平井小学校
校長　関根　恵一

新型コロナウイルス感染症５類引き下げに伴う出席停止等の対応について

日頃より、本校の教育活動に対し、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症の５類引き下げに伴い、下記のとおり対応して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

１　新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒の出席停止の期間

○「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」を基準とします。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から５日を経過するまでを基準とすること

※「発症した後５日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること

○ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

２　留意事項

（１）新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得について

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

（２）濃厚接触者の行動制限等について

令和５年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。

（３）感染が不安で休ませたいと相談があった場合の出欠の取扱いについて

感染が不安で休ませたいと相談がある場合は、学校にご相談ください。同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由がある場合は、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないこととします。

（４）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は欠席にはなりますが、お子様の健康を第一に考えて、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、ご理解・ご協力をお願いします。

（５）臨時休業の判断について

感染経路に関連があり、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合は、学級閉鎖等を実施することがあります。その際は、これまでと同様、学校からメール等でお知らせします。